

交渉（全労働埼玉支部）議事概要（平成28年2月18日）

埼玉労働局長（当局）は、平成28年2月18日（木）、全労働埼玉支部執行委員長（全労働埼玉支部）と交渉を行った。

この交渉の概要は、以下のとおりである。

全労働

1 労働行政体制の拡充について

行政サービスの維持向上を図るため、埼玉局の業務量に見合った定員を確保し、労働行政体制の拡充に取り組むこと。

2 公務員宿舎の確保について

職員が安心して働くために必要な宿舎を確保すること。

3 労働時間・休暇制度の改善について

超過勤務時間の縮減と適正な勤務時間管理を実行するとともに、休暇取得のための環境整備を図ること。

当局

1 労働行政体制の拡充について

一億総活躍社会の実現に向けて国を挙げた取組が進められる中、特に労働行政に対する国民の関心やニーズはますます高まりを見せている。こうした中で行政としての役割を担っていくためには、体制確保が極めて重要であると考えているところである。地方労働局の定員は厳しい状況にあるが、体制整備に向けた増員確保は埼玉局の最重要課題であることを局幹部一人ひとりが十分に認識し、本省に対する要請を行ってまいりたい。

2 公務員宿舎について

公務員宿舎については、その適切な整備及び運用が必要であると考えている。今後も、必要宿舎数の確保のほか、退去に当たっての原状回復措置の軽減等について、本省及び関係機関への要請等を継続して行うなど、でき得る対応を行ってまいりたい。

3 労働時間・休暇制度の改善について

労働時間の適正管理については、職員のワークライフバランスの確保、職員の健康管理上の観点からも重要であることから、定時退庁日には緊急あるいは止むを得ない場合を除き超過勤務を命じないなど、環境整備と併せて超過勤務の縮減を図るよう所属長に指示しているところである。今後も、業務の簡素・合理化の推進に努めるとともに、労働時間の適正管理を徹底してまいりたい。